

建設経済委員会 所管事務調査報告書

令和7年4月23日

犬山市議会議長

柴 田 浩 行 様

建設経済委員長

小 川 清 美

本委員会は、地方自治法第109条第2項及び犬山市議会会議規則第97条第1項の規定に基づき、下記の事項について調査したので、犬山市議会会議規則第102条の規定に基づき報告します。

記

1. 調査事項

観光面からの税収増等による「皆にやさしい観光まちづくり」

2. 調査目的

昨今の国内、海外からの観光客の増加に伴い、全国各地で様々な影響が生じている。これを解決するための1つの手法として宿泊税などの観光面からの税収増や「市の観光の在り方」について調査・研究・検討を行い、住民や来訪者など皆さんに優しい観光まちづくりに繋げる。

3. 調査方法

(1) 現状把握（執行部からの現状説明・報告及び質疑）

日 時 令和6年8月21日 午前9時31分から午前10時41分まで

場 所 第3委員会室

出席委員 6名（全員）

出席者 観光課長、観光課職員1名

主な内容 市の観光費の状況について説明を受けた。

(2) 先進地への行政視察

①福岡県太宰府市

日 時 令和6年10月2日 午前10時から午前12時まで

場 所 福岡県太宰府市役所

出席委員 6名（全員）

テーマ 歴史と文化の環境税について

主な内容 ・平成15年に歴史と文化の環境税条例を制定し、市内有料駐車場利用者から法定外普通税を徴収してる。

- ・ 税収入は基金に繰り入れられ、使途は運営協議会の審議を経て決定しており、太宰府天満宮周辺の交通誘導や史跡地の維持管理に充てられている。

②愛知県常滑市

日 時 令和 6 年 11 月 1 日 午前 9 時 30 分から午前 10 時 30 分まで
 場 所 愛知県常滑市役所
 出席委員 6 名（全員）
 テーマ 宿泊税について
 主な内容

- ・ 令和 7 年 1 月 6 日より法定外目的税として宿泊税を導入した。
- ・ 宿泊者 1 人 1 泊につき一律 2 0 0 円とし、毎年約 2 億円の税収を見込んでいる。
- ・ 宿泊税の使途は空港島から市内へのシャトルバスの運行などを予定している。

(3) 委員間討議（課題の抽出）

日 時 令和 6 年 10 月 16 日 午前 9 時 57 分から午前 11 時 1 分まで
 場 所 第 3 委員会室
 出席委員 6 名（全員）
 主な意見

- ・ 観光からの歳入が少ない。
- ・ 来訪者から一部負担を求め、その歳入を観光に還元し整備してゆくことが必要ではないか。

日 時 令和 6 年 12 月 17 日 午前 10 時 45 分から午前 11 時 32 分まで
 場 所 第 3 委員会室
 出席委員 6 名（全員）
 主な意見

- ・ 来訪者に納得いただける徴税方法とその使途を考える必要がある。
- ・ 税収を、今犬山市が抱えている観光の課題に充て観光を産業化できたらよい。
- ・ 宿泊者を増やす施策が必要である。
- ・ 新しい客層を取り込む P R が必要である。

(4) 委員間討議（調査結果まとめ）

日 時 令和 7 年 2 月 13 日 午前 10 時 35 分から午前 11 時 20 分まで
 場 所 第 3 委員会室
 出席委員 6 名（全員）
 主な内容 所管事務調査報告書案について

4. 調査結果

委員間討議を踏まえ、以下の1点について意見集約した。

- (1) 観光税（宿泊税、駐車場税若しくはその他の税）の導入に向けた庁内横断的な検討組織を立ち上げ、本格的な協議を始めること。